

平成16年3月30日

厚生労働省医薬食品食審査管理課
化学物質安全対策室

化学物質の室内濃度指針値についてのQ & A

化学物質の室内濃度指針値については、「シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会（検討会）」（座長：林裕造元国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長）の中間報告書に基づき、これまでに13物質について策定したところです。

一方、室内空気汚染問題についての関心が高まりつつあるなかで、一部にこの室内濃度指針値の意味が誤って理解されていると思われるケースも見受けられます。

室内濃度指針値とは、「現状において入手可能な科学的知見に基づき、人がその化学物質の示された濃度以下の暴露を一生涯受けたとしても、健康への有害な影響を受けないであろうとの判断により設定された値」です（検討会、中間報告書より）。

このQ & Aにより、みなさんの「室内濃度指針値」などについての理解が一層促進されれば幸いです。

Q 1 . 室内濃度指針値を超えた場合、健康への影響があるのでしょうか。

A 1 . 室内濃度指針値は、その時点での科学的な知見に基づき「一生涯その化学物質について指針値以下の濃度の暴露を受けたとしても、健康への有害な影響を受けないであろうとの判断により設定された値」であり、室内濃度指針値を一時的かつわずかに超えたとしても直ちに健康への有害な影響を生ずるわけではありません。

しかしながら、その化学物質による身体の不調が疑われる場合には、医師等に受診・相談することが望ましいと考えられます。

Q 2 . 指針値が定められている化学物質が室内濃度指針値を超えて室内に存在する場合で、身体に不調が現れたときは、「シックハウス症候群」であると考えていいのでしょうか。

A 2 . いわゆる「シックハウス症候群」については、症状が多様であり、また、そのような症状が現れる仕組みをはじめ未解明の部分も多く、さらに、いろいろな複合要因も考えられています。

したがって、特定の化学物質が室内濃度指針値を超過していることだけをもって、直ちに身体の不調の原因がその化学物質であると判断することは必ずし

も適当ではなく、身体の不調の原因（症状誘発の関連因子）を特定するためには、身体の不調の状況、特定の化学物質が室内濃度指針値を超えた情報を含め医師等に受診・相談することが望ましいと考えられます。

Q 3 . いわゆる「シックハウス症候群」の原因は、すべて建物からの化学物質なのでしょうか。

A 3 . A 2 . のとおり、いわゆる「シックハウス症候群」については、未解明の部分も多く、また、いろいろな複合要因が考えられています。建物からの化学物質の他にもカビ・ダニなどのアレルゲン（アレルギーの原因となる物質）や家具・日用品からの化学物質なども影響し、多岐かつ複雑に原因が絡んでいることが推定されています。

Q 4 . 室内濃度指針値を超えている場合、どのような対応をとればよいでしょうか。

A 4 . 室内濃度指針値を継続的に超えている場合は、関係の相談機関や専門家と相談し、その家屋の状況などを総合的に勘案して、必要に応じ、次のような対応を検討することが望ましいと考えられます。

- ・その化学物質の室内濃度の再測定（気温の変動等を考慮）
- ・換気の実施など、室内環境の改善
- ・発生源の特定と発生源対策の実施

Q 5 . 室内濃度指針値が変更になる場合があるのでしょうか。

A 5 . 室内濃度指針値は、最新の科学的な知見に基づき設定される値であり、その後集積される新しい知見やそれらに基づく国際的な評価作業の進捗などに伴い、将来、必要があれば変更され得るものです。